裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第6回)開催結果の概要

1. 日時

平成16年11月2日(火)午後1時30分から午後3時20分まで

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(委員,敬称略·五十音順)

飯田喜信,井堀利宏,酒巻匡(座長代行),仙田満,中尾正信,前田裕司,

山本和彦,山本信一,綿引万里子

(事務総局)

戸倉三郎審議官,中村愼総務局第一課長,河本雅也総務局参事官,

菅野雅之民事局第一課長,稗田雅洋刑事局第一課長,中吉徹郎行政局参事官,

岡健太郎家庭局第一課長

4. 進行

1. 座長代行の選出

高橋宏志座長が欠席のため,委員の互選により,酒巻委員が座長代行に選出された。

2. 意見交換

1. 配布資料について 戸倉審議官から,資料1及び資料2について,次のとおり説明がされた。・ 資料1は,民事・行政事件について,平成16年4月及び5月の2か月間に終局した事件の事件票データに基づき作成したものである。検討会における意見を踏まえ,平成16年4月から事件票の項目を改訂したため,現在利用可能な2か月分のデータで分析を始めたものである。・ 資料2は,刑事事件について,平成16年1月から6月までの6か月間に終局した事件の事件票データに基づき作成したものである。刑事の事件票は項目の改訂を行っていないこと,標本数が少ないと特異なケースに全体の傾向が引きずられる恐れもあると考えられることから,半年分のデータで分析を行ってみたものである。・ いずれのデータも速報値であり,今後,若干の変動が生じる可能性があるので,あらかじめ御承知おき願いたい。

2. 民事訴訟事件について

戸倉審議官から、民事訴訟事件の状況について、資料1に基づき、次のと おり説明がされた。

■ 民事・行政事件については、事件の種類を横軸に、それ以外の事件票の項目を縦軸に取った表を作成してみた。表1は事件数ベースでまとめたもので、審理期間、期日回数、開廷間隔及び人証数についてはその平均値を記載し、その他の項目については該当する事

- 件数とその割合を併記してある。表2は審理期間ベースでまとめた もので,主な項目について,事件種類ごとに該当する事件数と平均 審理期間を記載した。
- 民事訴訟全体の状況は、表1の「総数」欄のとおりである。2か月間の事件総数が約2万3,000件,平均審理期間が7.8月となっており、6割以上が半年以内に、94%が2年以内に終了している。平均開廷間隔は1.9月となっているが、これは、争点整理期日回数と口頭弁論回数の合計で審理期間を除した数値であり、実際の手続では、和解期日や進行協議期日などもあるので、実務感覚よりは長いという印象を持たれると思う。当事者数別では、7割弱の事件が原告・被告とも単数で、これに原告1人で被告2~9人のものを加えると全体の9割を占めることになる。訴訟代理人の有無別では、当事者双方に代理人がついているものが3分の1強、双方とも本人のものが22%となっている。
- このような全体的な傾向を審理期間ベースで整理した表2を見ると、当事者数については、当事者数が多いほど審理期間が長い傾向が見られ、どちらかと言えば原告側の人数の増加が審理期間に与える影響が大きいという感じが読み取れる。訴訟代理人の有無については、双方に代理人が選任されているものが最も長く、次が被告側だけに代理人が選任されているもので、双方とも本人の場合が最も短くなっている。これは、医療や建築瑕疵のような複雑・困難な事件には代理人が選任される率が非常に高くなっているため、代理人が選任されているものほど審理期間が長くなるという結果になったと考えられる。鑑定・検証の有無別では、明らかに鑑定・検証をしている方が審理期間が長くなっている。
- 事件の種類に着目すると、建築瑕疵、医療損害賠償、知的財産関係など、従来から専門訴訟として非常に審理が難しいと言われているものは、全体の平均を大き〈上回る審理期間となっている。これらの事件種類について、他の項目を見てみると、争点整理の実施率、訴訟代理人が選任されている率、合議率、鑑定の実施率が高くなっていることが分かる。
- このように,一概に民事訴訟と言っても千差万別であり,不払ローンの支払請求や賃料不払による明渡請求のような,被告が事実そのものは争わないような事件であれば1回で終局するものが多〈,一方,専門的な訴訟で,複雑困難なものは,争点整理期日を重ね,証拠調べにもそれなりの期日と回数が必要になる。また,離婚訴訟など家族関係の訴訟では,紛争の究極的な解決ということを考えると,当事者間の気持ちを和らげるため,ある程度時間をかけることが有

益だという場合もある。そういう意味では、開廷回数とか争点整理の実施率といったものが事件の性質等いるいるなものと複雑に絡んでいて、一つの評価を下すというのは難しい面があるが、今後、更にクロス分析を重ねて、客観的な数値からどのようなものが見て取れるかをあぶり出す作業を進め、その結果をお示ししながら御意見を伺っていきたい。

(中尾委員)

以前から出ている地域性の観点から,支部を含めると253庁とかなり詳細になるので,50の各地方裁判所ごとのデータという形で,この全体のデータのほかに集計してもらいたい。民事・行政の場合には,平成10年度までの司法統計年報では,各地裁ごとの審理期間別の統計が出ているので,作業的にもそう難しくはないと思う。また,これは刑事についても言えることだが,現在の司法統計年報では各地裁ごとの終局人員総数が出ているので,このような形で全体の傾向と各裁判所ごとの傾向を対比できるような集計を是非お願いしたい。

(戸倉審議官)

現在, どのような分析を行っていくかについて, 最高裁の内部に検討チームを設けて様々な角度からの検討を開始しており, 御指摘のような分析についてもお示しするつもりである。

(前田委員)

欠席判決は,表1の4ページの終局事由のどこに含まれるのか。

(戸倉審議官)

判決の総数1万700件から「うち対席」(両当事者が出頭した事件)の6,356件を引いた残りの部分が欠席判決ということになる。

(綿引委員)

公示送達事件も欠席判決に入れているのか。

(戸倉審議官)

そのとおりである。

(前田委員)

欠席判決を除いた,実質的に双方出席してそれなりの弁論を交わ した事件についての部分の統計はとれるのか。

(戸倉審議官)

可能である。

(山本和彦委員)

事件票では被告側の弁論「有」・「無」という分類がされているが、この「有」が対席だという理解でよいのか。また、公示送達事件については「無」(非対席)の部分に含まれるということでよいのか。

(戸倉審議官)

そのとおりである。

(山本和彦委員)

この検証の目的からしても、いわゆる欠席判決は恐ら〈余り問題にならないものだと思うので、対席の事件についてこのようなデータを取り出していただければ十分かと思う。

(中尾委員)

終局事由の中の対席判決と和解のようないわゆる実質的な審理が行われた事案と,取下げやその他移送などで終局したり,1回で終わるような事案を分け,対席判決と和解の部分について,表2のように項目をクロスして分析をしていただきたい。また,事務局から,当事者双方に訴訟代理人が選任されているものが,複雑な事案だというような説明があったが,ある意味で対席の事件,和解事件等の実質的な審理が行われた事件で双方に代理人が選任されている場合が多いと思われるので,その辺りも対比しながら数字を検討したらどうかと思う。

(井堀委員)

表2には平均審理期間が記載されているが、個々の事件の審理期間は平均からどの程度ばらついているのか。つまり、すべての事件が同じように、例えば9か月なら9か月に近いところにかたまるのと、かなりばらついて結果として9か月というのとでは、その情報はかなり違うと思う。ここでの問題は、平均的に審理期間を短くするということもあるが、ある異常な状況で審理期間が長くなっている要因を識別して、どういう形でそれを抑えれば個別事件で極端に長くなってしまうものを短くできるかということにも関心があると思う。そうすると、単に平均審理期間で見るだけでは情報としては不十分である。一つの見方として、表1の審理期間別を縦軸に持ってきて、それに合わせてすべての情報を仕分すると、もう少しどういう事件がどうなっているのかというのが分かるのではないかという気がする。

(戸倉審議官)

確かに高い山,なだらかな山といろいろ分布があると思うので,偏 差値などをつけると,分布の状況が出てくるかもしれない。

(仙田委員)

表1の4ページ目に「判決率」と「和解率」という項目があり、建築瑕疵は判決率が43.2%,和解率が24.3%となっているが、以前、最高裁の建築関係訴訟委員会で、東京地裁における事件の終局別の割合は、調停が66%、和解が17%、判決が10%と聞いてお

り,この表と比較すると判決と和解の割合が逆転している。これはやはり東京や大阪が特殊ということか。

(菅野民事局第一課長)

表1の4ページの「建築瑕疵賠償」とあるところを見ていただくと、判 決率が43.2%,和解率が24.3%となっているが、その下の「取下 げ率」という項目は29.7%と他の事件類型と比べても高くなってい る。建築瑕疵の事件では、訴訟で係属した事件を調停手続に付し て、専門家の調停委員に関与していただき、そこで紛争を話合いで 解決するという手法を各庁が積極的に取り入れている。調停が成 立した場合には、訴訟事件自体は取下げという項目で整理される ので,この取下げ率29.7%に該当する大部分が調停で紛争が解 決した事件ではないかと推測される。そういう意味合いで、取下げ 率と和解率を足した上で判決率と比べた場合には、話合いで解決し ている方が多いというぐらいの割合になっていると思う。ただし、最 高裁で開催している建築関係訴訟委員会において,東京地裁の実 情を報告した際には、仙田委員の御指摘のとおり、もう少し和解あ るいは調停の率の方が高かったかと思う。やはり東京、大阪といっ た大都市では、建築関係の専門家の方々も非常に充実していて、 そういう方のアドバイスなどを十分に踏まえながら話し合いによる解 決を進めていきやすい環境にあることから、全国ということでまとめ た場合,東京の傾向と少し違うということもあろうかと思う。

(酒巻座長代行)

表1はほんの2か月分の終局事件のデータで,建築瑕疵賠償の総数も74件であることから,仙田委員御指摘の点も,長期間のデータをとってみれば違って〈るかもしれないという気はする。

(中尾委員)

表1の3ページに「訴額」と「合議・単独の別」の各欄は、それぞれ事件種類ごとの割合で表示されているが、この「訴額」と「合議・単独の別」も、表2の縦軸の項目として、事件種類ごとの審理期間という項目でクロスした方がよいのかなと思っている。今までも事件属性として、訴額や単独・合議別の分析をするということの一つの方向性が出ているので、単なるこの事件割合だけではなく、クロスの項目として利用すべきではないかと思う。弁護士の感覚としては、訴額が多いから長くなるとか、少ないから短くなるというのは、相関関係としてはどうかとも思うが、とりあえずデータをとってみて、検証しておけば、そのあたりの裏付けはとれるのではないか。

(酒巻座長代行)

事務局からの説明の中で、例えば原告の数が増えると審理期間が 長くなる傾向が認められるという指摘があったが、委員の方々の感 覚としてどのようにお感じか。常識的に、当事者が多くなると、複雑 になって長くなるということなのか。

(山本和彦委員)

全〈の推測ではあるが,表1の2ページにあるような被告の人数が2名~9名とされている事件では,恐ら〈被告2名というケースが一番多いのではないかと思う。立替金とか建物といった事件に特に多いことだが,被告2名という場合,本人と保証人を相手にするものが多〈,このような場合では被告1名の場合と審理はそれほど変わらないという感覚である。原告の場合は,これも推測になるが,人数が増えることでより複雑な形になるのではないかと思う。

(綿引委員)

原告の数が増えると、訴訟物の数が増えるケースが圧倒的に多い。要するに審理しなければならない請求の数が原則として増えてくるものと考えられ、そういう意味で複雑になるのだと思う。被告の数については、山本和彦委員の御発言にあった被告2名が債務者と保証人というケースは、保証だけが争われるということも余りなく、1名と2名は余り変わらないというのは、実務的な感覚とも一致する。

(前田委員)

先ほど仙田委員から出された疑問と関連するが、今の民事の事件 票では、取下げは終局事由の1項目とされている。私の経験上、取 下げでも、実質的には和解が成立しているというケースもあるし、全 然成り立たなくて、それで取り下げてしまったというケースもある。そ れらを区別することは技術的に非常に難しいのかもしれないが、当 事者の納得度とか満足度とかという観点からすると、区別が必要で はないかと思う。

(戸倉審議官)

取下げの理由については必ず聞くわけではないので、そこまでは分からない。

(綿引委員)

実際上,統計をとるときに,取下げの理由を調べることは難しいだろうと思う。

(前田委員)

行政訴訟でも取下げの率は結構高い。行政訴訟はいろいろ制約があるため、実質的には話がまとまって取り下げるという事件も経験

的には結構あるが、そういう事件がこの表には現れていない。そこで、先ほどの仙田委員のような疑問もある程度出てくるのかと思う。 (山本和彦委員)

私は民事事件記録の調査をした経験があるが、調停が成立して取り下げられた場合は記録から判明すると思うが、それ以外の場合には、記録を見ていると、感覚的には送達ができずに取り下げられた事件が相当あるように感じたし、また和解期日が何回か積み重ねられて取り下げられていることから、話合いができたのかなと想像されるような場合もあった。取下書には必ずしも理由が記載されている訳ではないので、記録から取下げの理由を判別するのは難しい。(綿引委員)

取下げの理由について統計データをとるのは無理だと思う。ただ、調停成立による取下げの場合は、書式があるので、把握できるかもしれない。また、行政事件の取下げをするのに、事実上話合いがついたことが記録上うかがえるということはままあるとは思うが、取下げの事情というのは実際に千差万別なので、それを明らかにするというのは、事件票のレベルでは不可能であり、記録に当たっても不可能な場合がかなりあると思われる。実務的には非常に困難ということだろうと思う。

(中尾委員)

現在の事件票では、争点整理期日回数の項目だけをとっているが、その意味に疑問がある。報告票では、回数のほかに争点整理の期間という形で項目が追加されているので、その事件の個性とか実態又は傾向を探るのによいのだが、事件票では、争点整理期日回数の項目しかとっていない。これは争点整理期日の回数が多ければ複雑な事案が多いというだけの意味に理解すればよいのか、あるいは回数と同時に期間をとりながら見た方が良いのか私自身考えが整理できていない。併せて、同じように、口頭弁論回数についても、長くなれば回数が増えるということは当然機械的に分かるわけで、これを特段個別の項目として取り上げる意味はあるのか。

(酒巻座長代行)

一般論としては,争点整理を多く重ねている事件というのは,やはり 争点が多く複雑だからということになるのではないか。

(山本和彦委員)

一般論としては,酒巻座長代行のおっしゃる通りかと思う。ただ,弁 論準備手続などでは実際上和解に向けた話し合いが行われている 例もあると思うし,口頭弁論で争点整理を行うような運用もあると聞 いているので,完全に一致はしないと思う。

(仙田委員)

今回示されたデータは,最初の段階から調停として申し立てられている事件を含んでいないのか。

(菅野民事局第一課長)

最初から調停として申し立てられたものは、この中には含まれていない。これは、最初に訴訟で申し立てられたものについての統計である。

(仙田委員)

東京地裁では,建築事件において調停と調停以外の割合は6対4 で調停の方が多いという報告があったかと思うが,全国的に見た場合でも同じ傾向なのか。

(菅野民事局第一課長)

実証的なデータに基づくものではなく個人的な推測になるが、建築 紛争の場合、先ほど申し上げたような理由もあって、東京、大阪と いった裁判所では、より多くの事件が調停手続で解決されており、 それ以外の地方では、訴訟で解決されている割合が高くなっている と思う。(中村総務局第一課長) 調停の事件票というのは別にある が、民事の一審訴訟の中で調停に移行していったものが何件ある かというのは、事件票のレベルでは分からない。調停全体の事件の データについては、別途集計が可能である。

(綿引委員)

調停は、簡裁に申し立てられる民事調停がほとんどで、一緒に議論する性質のものではない。簡裁の民事調停といわゆる地裁の一審新受事件とは、全く性質の違う事件だと思う。

(菅野民事局第一課長)

補足させていただくと、地裁と簡裁を合計した民事調停事件の新受事件数は、平成15年で61万5、307件であり、その大部分は簡易裁判所に申し立てられている。地方裁判所に申し立てられているものというのは2,047件にすぎないが、この中では、訴訟から調停に付されたものが割合的には多いと思う。そのうち、建築紛争が含まれる民事一般調停事件は869件で、建築訴訟はそれなりの割合を占めると思われる。地裁に訴えが提起された事件を調停に回して解決するという手法は、かなりの部分は建築に特化しているものであることから、建築固有の問題という位置付けができるため、今回の資料には特に出てきていないのだと思う。

(中尾委員)

建築と医療関係の報告票のデータは出していただけるのか。

(菅野民事局第一課長)

もう少し検討が必要だが,いずれきちんとした形で御報告申し上げ たいと思っている。

(飯田委員)

刑事事件では、否認と自白というのが事件の種類と違った一つの 視点としてあるが、民事事件においてこれに相当するものとしては、 恐ら〈当事者の数というのが事件の種類を横断した一つの大きな視 点ではないかという印象を受ける。このほかに民事における事件種 類を横断したような、審理の長期化に関わる要因として何が考えら れるのか。刑事では罪名別のほかにいるいるな要因をクロスした平 均審理期間の表が作成されているが、民事でももっと全体的に比 較した、事件種類以外の要因でクロス分析してみると、いるいるな 相関関係が出て〈るのではないかという印象を持っている。

(綿引委員)

民事で刑事の否認と自白に相当するのは,対席であるかないかという分類だと思う。民事の中では,欠席事件は1回で終わってしまうことがはっきりしているため,対席事件の中での分析が必要ではないかというのが,皆さんから御指摘のあったところだろうと思う。 (酒巻座長代行)

いわゆる専門訴訟というのは,ほかの事件とは随分違う,常識的に 長引くような特徴があると思うが,綿引委員がおっしゃった分類とい うのもあり得るかもしれない。

(綿引委員)

今回の分析とは少し違う視点になるが、ここ数年間でかなり審理期間が短くなった要因として人証調べの期間がすごく短くなっているという感覚がある。かつては人証調べを5回も6回も行っていたのが、例えば、現在の東京地裁では、1回で何人か調べて終わりというケースが非常に増えているというのが私の実感としてある。このようにどの部分が短縮されて全体の審理期間が短くなっているかといった分析というのは考えているのか。

(戸倉審議官)

争点整理を重ねれば、当然人証の数も必要なものに絞られてくるという理屈立てになっているので、人証の数も減っている可能性はある。

(綿引委員)

全部という意味ではなく、特に審理期間の短縮が著しい庁に限って証人の数とか、証人調べの期日の数など、どの部分が減っている

のか, どの部分が変化がないのかを見てみるというような分析はあり得るのではないかと思う。

(河本参事官)

過去のデータには,恐らく期日の回数と証人の人数だけ出ており, 実質上証人の数が減っていたり,開廷回数が減っていた経緯は確 認できるが,期日の属性のデータがないので,証人調べをした期日 の回数というデータは出てこない。

(前田委員)

実務感覚からすると、私は東京でも労働事件を結構やっていたが、 綿引委員のおっしゃるとおり、審理期間は比較的短期間になってい た。かなり意識して裁判官が争点整理をされて、一応主張が出そろ って証拠調べをする。その証拠調べの期間が非常に短くなっている という感覚がある。主張整理が終わって、証拠調べの期間だけを取 り出してみて過去と比較すると、顕著な差が出てくるのかなと思うが、 そういうものが統計的に出るのか。

(山本和彦委員)

私どもの研究会で、平成3年に事件記録の実態調査を行っており、その中で、第1回の人証調べをやってから最後の人証調べをするまでの期間のデータをとっている。今年、改正新民事訴訟法制定後の同じような実態調査を行い、まだそのデータは手元にはないが、明らかにそこが一番大き〈変わっていると思った。ほとんど集中証拠調べなので、その期間がゼロになっている事件が相当あり、多少かかっても1か月程度で終わっている。調査を行った名古屋でも仙台でも同様の結果だったので、それは体感的には恐ら〈間違いないところだろうと思う。ただ、先ほど事務局から説明があったように、データとして確実な形で出すには、記録を見なければ難しいと思った。

(菅野民事局第一課長)

今から過去の分まで統計をとるのは無理なので、御紹介いただい たような学者の方々による客観的な調査研究なども参考にさせてい ただき、仮説を立てていく際の助けにするということも考えられる。

(中尾委員)

医療関係と建築関係の報告票では、人証調べ期日の回数や期間をとることができる。この医療・建築のほかに一般的な事件について、2回目以降の検証のためサンプル調査をやるかどうかという点については前から議論しているので、その調査方法にも関連すると思う。統計学的に16万件ある訴訟のデータの中から、例えば二、三千件を母数としてサンプリングすれば、一応統計的な傾向は出る

というような話であれば、その辺りを無作為に報告票を使ってやって みるという手法が場合によっては考えられるのではないか。

(酒巻座長代行)

鑑定や検証などを行った事件が長期化するというのは昔から言われていて,現に今回の資料にも現れているが,鑑定,検証と一括りにしてもその中身はいろいろあると思う。その辺を数字の形で出すのはなかなか難しいのか。

(綿引委員)

数字でうまく出るのかどうかは分からないが、例えば賃料増額請求などでは、多くの事件で賃料鑑定を行うが、鑑定人の人材も多く、鑑定事項も比較的簡単で定型的であることから審理を長期化させる要因には原則としてならない。それに比べて、医療とか建築瑕疵になってくると、適切な鑑定事項を決めたり、適切な鑑定人を選んだりというところに時間がかかり、かつ鑑定書が出てくるのにまた時間がかかるというのが経験的なところなので、鑑定といっても、賃料鑑定のようなものと専門的な訴訟での鑑定とは大分色合いが違うだろうなという感じは、実務的な感覚としてもある。そこは分けて考えた方がよいというのは、もっともなことであると思う。

(酒巻座長代行)

実務を現にやっておられる方々には、その世界の常識や、あるいは 感覚に基づいて、即座に判別できる部分もあるが、それが数字には 現れない部分もある。数字で示すことができる事項には限界がある が、そういう観点にも留意していなければならないと思う。

3. 刑事訴訟事件について

戸倉審議官から,刑事訴訟事件の状況について,資料2に基づき,次のとおり説明がされた。

- 表1は,民事と同様に,主要罪名を横軸に,それ以外の事件票の項目を縦軸に取ってみたものである。「総数」欄にあるとおり,6か月間の終局人員数が約3万9,000人,平均審理期間が3.3月,平均開廷回数が2.8回,平均開廷間隔が1.2月,平均取調証人数が0.8人となっている。
- 「罪名別」の有意性については前から議論になっているが,主要罪名別に見てみると,平均審理期間が長いのは,殺人,贈収賄,傷害致死,現住建造物等放火,強姦・同致傷,強盗・同致傷といった順で,逆に短いのは,特別法犯の覚せい剤取締法違反,道路交通法違反,出入国管理及び難民認定法違反などである。出入国管理及び難民認定法違反などである。出入国管理及び難民認定法違反の多くは,いわゆるオーバースティの事件で,裁

- 判後の入国管理の手続との関係で即日判決宣告となるケースも少なくないことも影響しているのではないかと思われる。
- 罪名別の平均開廷回数は,贈収賄が最も多い。関係人がかなり多いので,否認事件では,証人調べが多くなるためだと思われる。贈収賄や殺人など,開廷回数が多いものは,平均取調証人数も多くなっている。また,平均審理期間が長いものは,殺人を始めとして,否認率が高くなっている。
- 表2は,主要罪名とは別に,事件票の項目をそれぞれ縦軸,横軸にとってクロスさせてみたもので,左下半分に事件数,右上半分に平均審理期間を記載してある。この表から何を読みとるべきかについては,後ほど御意見を伺いたいが,例えば,合議・単独別の平均審理期間を見ると,裁定合議が非常に長くなっている。自白・否認の別では,当然のことながら,否認事件の方が審理期間が長い。鑑定・検証の有無別でも,明らかに「有」の方が長い。また,合議・単独別の否認率を見ると,裁定合議は否認が181人,率にして約48%と高く,法定合議は746人で28%余り,最も数が多い単独事件は1,822人で率にすると5%しかないということが分かる。弁護人の別,鑑定・検証の有無別,終局区分別等で平均審理期間に差が見られるが,これは結果的に否認率に連動しており,否認しているから,証人数も多い,開廷数も多いという形で,具体的にどの項目がどのように影響しているかというのは,なかなか一概には言えない。
- 通訳の有無別では,通訳を介した方が審理に時間がかかると考えるのが自然であるが,データ上は通訳人が選任されている方が短い。これは,通訳人が選任された事件の6割以上が審理期間が極めて短い出入国管理及び難民認定法違反事件で占められている結果と考えられる。
- 無罪事件は,平均審理期間が約2年,平均開廷回数が24.7回となっているが,この数値は感覚的にはやや大きいという感じがする。 母数が54人と少ないため,この期間に特異な事件が終局して,全体の数値に大きな影響を及ぼしたということも考えられる。このようなケースについては,データの扱い方に注意が必要だと思われる。
- 表3は取調証人数と,表4は開廷回数と,それぞれ審理期間別,合 議・単独別をクロスさせて分類してみたものである。ここから何かは っきりした傾向が読み取れると申し上げられるほどのものはないが, これについても御意見を伺えればと思っている。

(中尾委員)

各表の「自白否認別」欄の「その他」とは何か。(稗田刑事局第一課 長) 終局事件の中には,移送で終局した場合も入っており,認否を する前に移送されると,「その他」にカウントされることになる。

(中尾委員)

表1の「弁護人なし」の事件の848人の内訳を見ると,必要的弁護事件の罪名も含まれているが,これはどのように理解すればよいのか。(稗田刑事局第一課長)必要的弁護事件の場合,弁護人の存在は開廷要件であるから,弁護人が選任されていないというのは,その前に移送等で終局したものと思われる。

(中尾委員)

表2の「弁護人なし」欄の終局区分欄の「上記以外」の581人は,先 ほどの移送で終局したような事件になるのか。また,その上の欄の 「有罪」267人は,恐ら〈必要的弁護事件でない道路交通法違反事 件のような事件と理解してよいのか。

(稗田刑事局第一課長)

そのとおりである。

(飯田委員)

事務局からの説明にあったように、出入国管理及び難民認定法違反の事件は、件数は結構多いが、平均開廷回数が1.2回ということから分かるように、大部分が1回の公判で判決までしてしまい、短期間の審理で終局してしまうという事件がほとんどだが、この場合でも通訳人は選任されている。通訳人の有無と日本人・外国人の別というのは必ずしもパラレルではないけれども、日ごろ外国人事件として取り扱っている事件のうち、出入国管理及び難民認定法違反以外の事件は、6か月で約2,000件ぐらいあるが、これらの外国人事件については、恐ら〈長期化しているものが幾つか出て〈るものと思われる。外国人事件だけで統計をとることもできるだろうが、何よりまずこの表で、通訳ありの事件を、出入国管理及び難民認定法違反の事件とそれ以外とで分けた上で検討した方が、違いがはっきりと出て〈るのではないか。

(前田委員)

この否認の中を少し整理すると,飯田委員が指摘されたようなものがかなり出てくるものと思われる。否認事件における原因分析に当たっては統計を少し整理した方がよいのではないか。外国人事件

の問題でも、その中でどうなっているかというのがある程度分かる ようにすることは可能なのか。

(戸倉審議官)

否認事件だけでこのような分析を行うというのは可能である。

(前田委員)

これらの表での「否認」は、何らかの形で争っているものだと思うが、 罪自体は認めているが、情状や動機の面で争うとか、あるいは共 犯者の中での自分の役割を争うとかいう場合はどうなるのか。

(稗田刑事局第一課長)

統計上は、公訴事実について争いがある、あるいは正当化事由、 違法性阻却事由の主張なり、責任阻却事由の主張をしているもの を否認事件としており、純粋に情状面での争いがあるというものは 自白事件にカウントしている。

(酒巻座長代行)

否認事件だけを取り出して,さらにその中でいろいろなほかの項目 と分析作業をするということは,今あるデータで十分可能なのか。

(稗田刑事局第一課長)

可能である。

(中尾委員)

B1表のデータというのは、いつごろ出していただけるのか。

(戸倉審議官)

いろいろな項目を立てて、何を優先的にやっていくかという作業の 段取りの問題になる。むしろ、是非次回はこれをというものがあれば、そういうものからやっていくということも考えられるが、B1表の 集計は手作業になるので、ある程度時間が必要となる。

(稗田刑事局第一課長)

御承知のとおりB1表は全事件でとっているものではな〈,対象は2 年以上にわたって係属した事件のみであり,全体像をとらえるという 意味では,やはり事件票からということになろうかと考えている。

(前田委員)

B1表の作成時期を説明していただきたい。

(稗田刑事局第一課長)

(1)年末の時点で2年以上係属している事件及び(2)審理期間が2年を超えて終局した事件について作成している。

(飯田委員)

B1表との関係で,先ほど民事の方で事件種類の横断的な要素の 一つとして当事者の数というものが出ていたが,恐ら〈刑事でも,被 告人の数とか,訴因の数とかが多数ということが長期化の要因にな っているのではないかと思われる。しかし,事件票の方では,それらの統計はとられていない。B1表の方では,一応,被告人多数,訴因多数というのが事案複雑の要因として入っていて,その意味では,やはリB1表の検討というのは大事かと思う。

(中尾委員)

飯田委員の発言に関連するが,否認事件について,先ほどの民事の場合と同じように,人証の数と犯罪類型ごとの平均審理期間とのクロスのデータも必要だと思うので,検討していただきたい。

(山本信一委員)

B1表では「9証拠調べ等」の欄の(2)に証人尋問をした公判等の回数が出て(る。また,表3では,証人数と審理期間の関係が分かる。事件の長期化の主な要因は,公判,証人調べの回数であると思われるので,証人尋問をした公判の回数と証人の人数,それに審理期間という,3つの要因をつなぎ合わせるような方法はとれないか。

(稗田刑事局第一課長)

B1表が作成されている事件については、「証人尋問をした公判等の回数」欄があるので、長期化した事件についてはその相関をとるということができるが、圧倒的多数の事件はB1表作成に至る前に終局しているため、そのような相関関係は出せない。もちろん長期化した事件の原因を分析する要素として出すということはあり得ると思うが、おのずからその評価には限界があると思われる。お時間をいただければ、その限りでの分析はできると思う。

(中尾委員)

表1及び表2での審理期間は,起訴から終局までとなっているが, 今後は起訴されてから第1回公判までのいわゆる公判前整理手続 の期間が非常に重要になるので,改正刑訴法とか裁判員法をにら んで,その期間についてもデータをとっておいた方がよいのではな いかと思う。

(稗田刑事局第一課長)

B1表の対象になるような事件ではな〈,一般の事件についてということか。

(中尾委員)

一般の事件についても,事件票の(6)「審理期間」でとれるかと思う。

(酒巻座長代行)

中尾委員の御指摘のような,起訴から第1回公判期日までの期間 のデータをとることは可能か。(稗田刑事局第一課長) 可能である。 例えば,平均開廷間隔などを出すときに,受理から第1回公判までの期間と,第1回公判から終局までで平均開廷間隔を出すとか,そういう作業は考えられると思う。

(酒巻座長代行)

刑事の場合は,従来から事件票で相当いろいろな項目を拾っている。今回はまだ,今年の1月から6月までの分しかないので,先ほどの事務局からの御説明のとおり母集団が少ないところに,たまたま特異な事件がこの期間に終局すると,数字が刑事実務の常識から少しずれて出る場合もあり得るが,もっと多くのデータが集まれば,いろいろな組合せの試みができるのではないかと思う。

(飯田委員)

先ほど民事の検討の際に井堀委員から御指摘のあったように、平均審理期間をとってしまうとその種の事件の平均的なものは分かるけれども、その中でのばらつきが分からないと思う。例えば、殺人事件は、全体としては否認事件が多くて時間がかかるといっても、早く済むものもあれば、すご〈時間がかかってしまうものもあろう。平均の中でのぶれも分かって、そして長〈かかる事件はどういう要因が絡み、短〈終わっている事件はどういう要因が絡んでいるのだろうか、突き詰めてしまうと、最後は本当に個別事件の問題になってしまうのかもしれないが、例えば実務では、同じような事件であるにもかかわらず、早〈処理できるものや長〈かかるものがあるのはどうしてだろうかと考えることがある。そういうときにどのような要因が絡んでいるのだろうという分析が可能になるような方法がないのだろうかと思う。

(稗田刑事局第一課長)

事件票に入っているデータの中で、例えば1年以上かかっている事件で集計してみるとか、逆に6月以内の事件だけで集計してみるとか、そういうことは恐らく可能だろうと思われる。ただ、事件票に入っているデータ以外のものということになると、それこそB1表のデータというのは長い事件しかないわけだから、難しい面も出てこようかと思われるので、少し検討させていただきたい。

(酒巻座長代行)

刑事の場合は、民事と事情の違うところがたくさんあり、一つはB1表をつくっている。非常に長くかかっている事件はそれで分析する必要があって、他方で今、飯田委員が話されたように、それほど長くはない事件に関しても、個別の要因でどういうことが起きているかを別途見るということも興味深いところであるし、いろいろ役に立つだろうと思う。

(前田委員)

先ほど中尾委員がおっしゃっていた共犯者の数,被告人の数についても,事件票で明らかになるのか。

(稗田刑事局第一課長)

事件票レベルでは出ない。B1表では、被告人の数については、「1事件」の被告人氏名の欄に「ほか何名」という記載がされ、訴因の数については「4訴因の数」のところで記載されるということになっている。

3. 今後の予定について

次回の検討会は,次の日時に開催されることが確認された。 第7回 平成16年12月14日(火)午前10時から正午まで

(以 上)